

# 令和6年度第2回上尾市地域公共交通活性化協議会次第

日 時 令和6年8月26日(月)  
午前10時45分から

場 所 上尾市文化センター503講座室

## 1 開 会

## 2 報告事項

- (1) 上尾市地域公共交通活性化協議会要綱の改正について
- (2) 令和6年度運賃協議分科会の結果報告について

## 3 議 事

- (1) 「ぐるっとくん」運賃割引にかかる高齢者乗車証の発行について

## 4 その他

## 5 閉 会

○上尾市地域公共交通活性化協議会要綱

平成25年6月6日市長決裁

上尾市地域公共交通活性化協議会要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき組織された上尾市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務所)

**第2条** 協議会は、事務所を埼玉県上尾市本町三丁目1番1号に置く。

(業務)

**第3条** 協議会は、地域公共交通計画（法第5条第1項に規定する地域公共交通計画をいう。以下この条において「計画」という。）の作成及び実施に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか協議会の目的を達するために必要なこと。

(構成)

**第4条** 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 上尾市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (4) 道路管理者
- (5) 上尾警察署長又はその指名する者
- (6) 住民又は地域公共交通（法第2条第1号に規定する地域公共交通をいう。）の利用者
- (7) 学識経験者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

**第5条** 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。ただし、次条に

規定する会議が開催されるまでの間は、前条第1号の委員のうちから市長が指名する者を会長とみなす。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席するときは、その代理の者を出席させることができる。

4 委員は、前項の規定により、その代理の者を出席させるときは、あらかじめ会長に当該代理の者の氏名その他必要な事項を報告の上、その承認を得なければならない。

5 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 協議会の会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ適正な議事運営に支障が生ずると認められるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

7 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、協議会に諮り会長が定める。

(運賃協議分科会)

**第7条** 協議会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の運賃等について協議させるため、必要に応じ運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を置くことができる。

2 分科会は、協議会の委員のうち、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 第4条第1号に掲げる者

(2) 第4条第2号に掲げる者

(3) 第4条第3号に掲げる者

(4) 第4条第6号に掲げる者

(5) 第4条第7号に掲げる者

(6) 第4条第9号に掲げる者

3 第5条の規定は分科会の会長及び副会長について、前条の規定は分科会の会議について、それぞれ準用する。

(協議結果の尊重)

**第8条** 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

**第9条** 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、上尾市市民生活部交通防犯課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、協議会に諮り会長が定める。

(経費の負担)

**第10条** 協議会の運営に要する費用は、補助金、負担金、繰越金その他の収入をもって充てる。

(監査)

**第11条** 協議会に監事を2人置く。

2 監事は、委員のうちから会長が選任する。

3 監事は、協議会の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。

4 前項に定めるもののほか、協議会の監査に必要な事項は、協議会に諮り会長が定める。

(財務に関する事項)

**第12条** 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、協議会に諮り会長が定める。

(協議会が解散した場合の措置)

**第13条** この協議会が解散した場合における協議会の収支は、当該解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 運賃改定（案）

### ■運賃改定の方針

- ・現行の 100 円均一運賃について、以下のとおり、「ぐるっとくん」の増便を含めた運行見直しに合わせて、運賃の見直しを実施します。

なお、これに合わせて、運賃割引対象者を拡大してまいります。

**均一運賃： 現行 100 円 → 改定後 200 円**

### ■運賃割引の方針

- ・運賃割引については、「ぐるっとくん」の運賃の見直しに合わせて行います。高齢者の外出機会の創出を引き続き図ると共に、小学生の運賃を民間路線バスと同等とするため、以下のとおり、運賃割引を実施いたします。

対象者	現行	改定後	根拠・理由など
未就学児	無料	無料 (継続)	
障害者の方 ※1	無料	無料 (継続)	
小学生	割引対象外	<u>100 円</u>	小学生の利用促進や将来の利用定着のほか、小学生を含む家族連れでの利用促進も見据え、割引します。なお、民間路線バスも小学生以下を半額としており、この利用と合わせます。
75 歳以上の方	割引対象外	<u>100 円</u>	高齢者の外出機会の創出を図るため、割引します。対象年齢については、収支状況や他自治体の状況も踏まえつつ、「運転免許証自主返納者支援事業※2」の対象年齢と整合を図るよう後期高齢者からを対象とします。

※1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のすべての所持者、および身体障害者手帳第 1 種、または、療育手帳所持者の介護者 1 人を対象とします（現行、療育手帳第 1 種の介護者 1 人を無料としていますが、第 2 種も要介護対象であるため、対象を拡大し、療育手帳所持者の介護者 1 人を無料とします）。

※2 75 歳以上の免許返納者に対し「ぐるっとくん」の乗車回数券を 24 枚配布しています。なお、本事業は運賃改定後も継続します。

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書（案）

令和6年8月26日に開催した上尾市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会（A-1 区域事業者）において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

< 1 > 運賃

- (1) 大人（中学生以上）  
200円（1回の乗車につき）

< 2 > 運賃割引

- (1) 未就学児  
無料
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害保健福祉手帳の所持者  
無料
- (3) 身体障害者手帳第1種または養育手帳所持者の介護者  
無料（所持者1人につき介護者1人）
- (4) 小学生および75歳以上  
100円（1回の乗車につき）

2. 運賃を適用する路線又は営業区間

- ・平方丸山公園線
- ・平方小敷谷循環

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

特になし

4. 運賃を定める一般乗用旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

東武バスウエスト株式会社

令和6年8月26日  
上尾市地域公共交通活性化協議会  
運賃協議分科会（A-1 区域事業者）

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書（案）

令和6年8月26日に開催した上尾市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会（A-2、D  
区域事業者）において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

< 1 > 運賃

- (1) 大人（中学生以上）  
200円（1回の乗車につき）

< 2 > 運賃割引

- (1) 未就学児  
無料
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害保健福祉手帳の所持者  
無料
- (3) 身体障害者手帳第1種または養育手帳所持者の介護者  
無料（所持者1人につき介護者1人）
- (4) 小学生および75歳以上  
100円（1回の乗車につき）

2. 運賃を適用する路線又は営業区間

- ・大谷循環
- ・原市平塚循環
- ・原市瓦葺線

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

特になし

4. 運賃を定める一般乗用旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

丸建つばさ交通株式会社

令和6年8月26日  
上尾市地域公共交通活性化協議会  
運賃協議分科会（A-2、D区域事業者）

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書（案）

令和6年8月26日に開催した上尾市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会（B、C区域事業者）において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

<1> 運賃

- (1) 大人（中学生以上）  
200円（1回の乗車につき）

<2> 運賃割引

- (1) 未就学児  
無料
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害保健福祉手帳の所持者  
無料
- (3) 身体障害者手帳第1種または養育手帳所持者の介護者  
無料（所持者1人につき介護者1人）
- (4) 小学生および75歳以上  
100円（1回の乗車につき）

2. 運賃を適用する路線又は営業区間

- ・大石桶川線
- ・大石領家北上尾線
- ・上平箕の木循環
- ・上平菅谷北上尾線

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

特になし

4. 運賃を定める一般乗用旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

株式会社協同バス

令和6年8月26日  
上尾市地域公共交通活性化協議会  
運賃協議分科会（B、C区域事業者）

「ぐるっとくん」運賃割引にかかる高齢者乗車証の発行について（案）

令和 7 年 4 月の「ぐるっとくん」の運行見直しに合わせ、乗車運賃を現行の 1 回 100 円から 200 円に変更しますが、令和 5 年度第 2 回上尾市地域公共交通活性化協議会で承認された運賃割引の方針および運賃協議分科会の結果をふまえ、高齢者の外出機会の創出および免許返納の促進を図るため、高齢者割引を実施します。

運転手の確認の手間を考慮し、高齢者の割引対象者は、特別乗車証を所有する方とします。なお、収支状況や他市事例も踏まえつつ、「運転免許証自主返納者支援事業」の対象年齢と整合を図る形で後期高齢者（75 歳以上）を対象とします。

【対象者】：申請時に 75 歳以上

【割引額】：乗車運賃 1 回 200 円を 100 円に割引

【使用期限】：有効期限なし

【受付開始】：2 月から申請受付開始

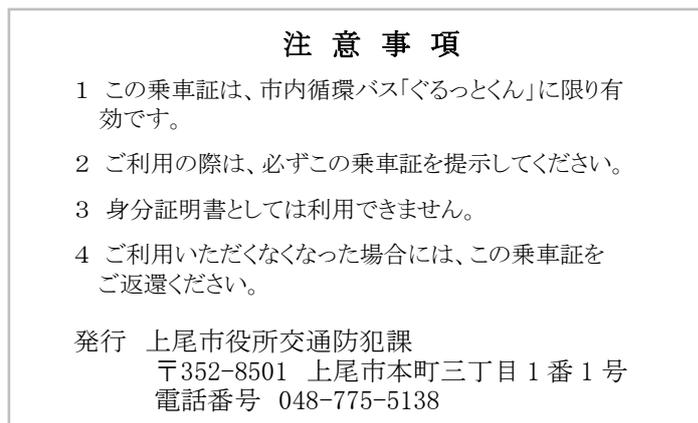
【受付方法】：交通防犯課窓口、郵送、メールおよび電子申請

【告知方法】：広報あげお令和 7 年 2 月号掲載。市ホームページ掲載、市内回覧板

【乗車証配布時期】：令和 7 年 3 月下旬に郵送で一括送付

【イメージ図】表

【イメージ図】裏



# 市内循環バスぐるっとくんの 運賃の見直し（案）

令和6年6月

上尾市

## はじめに

市内循環バス「ぐるっとくん」は、平成 10 年 12 月から運行を開始し、その後平成 28 年 2 月に大幅な再編を行い、6 路線 69 便から 9 路線 96 便へと拡大しました。

「ぐるっとくん」運行の目的は、主に民間バス路線網の空白地を補完することにあります。

「ぐるっとくん」の利用者数については、平成 31 年度の 48 万人をピークに、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度は約 34 万 4 千人と減少しておりましたが、令和 5 年度は、44 万 4 千人と回復傾向にあります。

令和元年度に「ぐるっとくん」に対する市民アンケート調査を行ったところ、「運行本数」や「運行時間帯」に対して「満足度は低い」とのアンケート結果が示され、令和 3 年度の「ぐるっとくん」利用者へのアンケート調査でも、「増便を求める」意見を多く頂戴したところです。

一方、運行経費に関しては、物価や燃料費、運転手の人件費高騰を受けて、年々右肩上がりで増額している状況でもあり、2024 年の働き方改革関連法の改正により、運転手不足も深刻な状況となっております。

こうした中で、上尾市では、公共交通事業者や学識経験者、官公庁、公共交通利用者等で構成する「上尾市地域公共交通活性化協議会」において、「上尾市地域公共交通計画」に位置付けられた、「ぐるっとくん」見直しに関し、市民の要望に応えながら、現在の運行をさらに安定的に、また効率的で効果的に運行することが出来るよう、『市内循環バス「ぐるっとくん」見直し実施方針』を策定したところであり、この実施方針に基づき、『市内循環バス「ぐるっとくん」の運賃の見直し（案）』を作成いたしました。

## 1. 市内循環バス「ぐるっとくん」の現状

### 運行、利用状況の概要

- 「ぐるっとくん」は、平成 28 年 2 月に運行再編を行い、現在は 9 路線（車両 10 台）で運行しています。各路線の運行本数は、1 日 4 便～13 便となっています（利用状況や路線長により異なる）。
- 運行再編以降は、利用者数は増加傾向にあり、平成 30 年度には、再編前の水準を上回っていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和 2 年度からは利用者数が大きく減少しました。
- 運行経費は、運行再編以降、運行内容の変化はあるものの、燃料費や人件費の上昇により、年々増加しています。特に平成 31 年度以降の増加が顕著です。
- 収支率は、これまで 20%以上で推移していましたが、現状は 16%前後となっております。

表 1 <市内循環バス「ぐるっとくん」の利用状況>

		H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	
利用者数	実績	427,475	443,082	468,262	480,306	344,353	382,168	420,195	444,371	人/年
	実績	1,171	1,214	1,283	1,368	943	1,047	1,151	1,214	人/日
	対H28比	100%	104%	110%	117%	81%	89%	98%	104%	%
収支率※	実績	24.0%	24.2%	24.2%	23.3%	15.3%	15.5%	15.9%	16.1%	%

※収支率とは、バス運行経費に対する運賃等の収入割合を表す

## 2. 市内循環バス「ぐるっとくん」の運賃の見直し

### 1. 運賃改定の必要性

「ぐるっとくん」は、平成 10 年より運行を開始し、上尾駅を中心に市内を網羅的に運行しておりますが、市民の生活交通手段確保の観点から、運賃は運行開始当初から 100 円均一とし、これまで運行を継続してきました。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、令和 2 年度以降はコロナ前より利用者数が減少しており、運転手不足や労務環境の改善、燃料費等の高騰の影響から、運行経費も増加を続けています。

また、市内の民間路線バスの初乗り運賃は 200 円に上がっており、「ぐるっとくん」の一部路線は民間路線バスと重複しているため、「ぐるっとくん」と民間路線バスで運賃格差が生じています。

これらを踏まえ、市内の公共交通網全体の維持に向け、以下の観点から、「ぐるっとくん」の運賃改定が必要となっております。

### ①民間路線バスとの運賃格差解消

- ・以前から、「ぐるっとくん」のようなコミュニティバスは、市民の利便性の向上を図るため、運賃を比較的低廉なものとするケースが続いていました。
- ・しかし、現在は公共交通網全体を維持する観点から、民間路線バスとの運賃格差を解消する事例が増加しています。
- ・また、新型コロナウイルスの影響で民間路線バスの利用者数も減少しており、市内移動の骨格となる民間路線バスを維持することも求められます。
- ・このため、「ぐるっとくん」と民間路線バスの運賃格差を解消し、市内全体の公共交通網の維持を図ることが必要です。

### ②「ぐるっとくん」の運行維持

- ・「ぐるっとくん」は、平成28年2月の再編後、収支率は20%台で推移してきましたが、新型コロナウイルスの影響による利用者数の減少や、人件費の高騰等による運行経費の増加が要因となり、令和5年度も収支率16.1%と厳しい状況にあります。
- ・令和3年度から令和5年度にかけては1日当たりの利用者数が千人を超え、回復傾向にありますが、依然としてコロナ前より利用者数は減少しており、運行経費は今後も増加する見込みです。
- ・以上を踏まえ、「ぐるっとくん」の運行維持の観点から、収入確保の一環として、運賃改定が必要となっています。

### ③「ぐるっとくん」の今後の見直し

- ・今後、市民や利用者ニーズに対応した「ぐるっとくん」の増便を含めた運行見直しを予定しています。これまで以上に運行経費がかかることから、収益確保のためにも、運賃改定が必要となっています。

## 2. 運賃改定の方向性

### ■運賃改定の方針

- ・現行の100円均一運賃について、以下のとおり、「ぐるっとくん」の増便を含めた運行見直しに合わせて、運賃の見直しを考えます。
- ・なお、これに合わせて、運賃割引対象者を拡大してまいります。

**均一運賃： 現行 100 円 → 改定後 200 円**

### ■運賃割引の方針

- ・運賃割引については、「ぐるっとくん」の運賃の見直しに合わせて行います。高齢者の外出機会の創出を引き続き図ると共に、小学生の運賃を民間路線バスと同等とするため、以下のとおり、運賃割引を実施いたします。

対象者	現行	改定後	根拠・理由など
未就学児	無料	無料 (継続)	
障害者の方 ※1	無料	無料 (継続)	
小学生	割引対象外	<b>100 円</b>	小学生の利用促進や将来の利用定着のほか、小学生を含む家族連れでの利用促進も見据え、割引します。なお、民間路線バスも小学生以下を半額としており、この利用と合わせます。
75 歳以上の方	割引対象外	<b>100 円</b>	高齢者の外出機会の創出を図るため、割引します。対象年齢については、収支状況や他自治体の状況も踏まえつつ、「運転免許証自主返納者支援事業※2」の対象年齢と整合を図るよう後期高齢者からを対象とします。

※1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のすべての所持者、および身体障害者手帳第1種、または療育手帳第1種所持者の介護者1人を対象とします。

※2 75歳以上の免許返納者に対し「ぐるっとくん」の乗車回数券を24枚配布しています。なお、本事業は運賃改定後も継続します。

## 市内循環バスぐるっとくんの運賃の見直し（案）に関する意見募集結果

募集期間：令和6年6月20日（木）から令和6年7月19日（金）

告知方法：上尾市広報、上尾市役所ホームページ、交通防犯課・市役所1階情報公開コーナー・各支所・出張所・公民館に資料配架

提出方法：意見書に必要事項を記入して、直接か郵送（必着）またはファクス、メールで交通防犯課

意見提出者数：14人、意見数39件

No	ご意見の概要	市の考え方（回答）
1	単純に運賃を100円から200円にすると大幅に利用者が減ると思うので、市民に市報などを通じて丁寧に説明したほうが良い。	運賃改定の際には、令和6年10月頃に、市広報誌やホームページにより市民周知を行う予定です。 また、公共交通マップや時刻表は令和7年1月頃に配布する予定です。 運賃値上げにより一時的に利用者減少は予測されますが、利用サービスの充実とニーズに応じた増便により、段階的に回復していければと考えております。
2	バスそのものも利用しやすい運行にしてから値上げしてほしい。	運賃改正に合わせて「ぐるっとくん」の運行見直しも同時に考えております。実施方針に基づき、既存ルートを活かしつつ、ニーズに応じた増便を図るとともに、全線キャッシュレス決済対応や割引制度の拡大もするなど、利用者サービスも向上させながら、取り組んでまいります。
3	自家用車を利用している人もバスを利用するように路線利用のアピールや割引サービスを設定してほしい。	運行見直しについては、令和6年10月以降、広報誌やホームページなどにより市民周知を行う予定です。 また、公共交通マップや時刻表は令和7年1月頃に配布する予定です。 利用サービスを高めるため、高齢者月間の無料乗車やアップスマイル乗車券の継続、全線キャッシュレス決済対応や割引制度の拡大等の新たな取り組みも進めてまいります。
4	次のことを検討してほしい。 1. 路線区間ごとの利用者数の調査 年齢層の調査。 2. 現行は1台のバスが回るバス停が多すぎて本数が多く、時刻の遅れも大きくなるので路線を見直す。 3. 必要なエリアは増便するか、できないなら市民に説明する。 4. 割引サービスの再検討、料金の検討。	1. 令和元年度に「ぐるっとくん」に対する市民アンケート調査を、また令和3年度に利用者アンケート調査を実施し、市民の声を伺う機会を設けました。このなかで、多かった意見としましては、現行ルートを維持しつつ「運行本数」や「時間帯」など「ぐるっとくん」に対する増便を求める要望を多くいただきました。 なお、運行見直し後は、ルートごとの利用者数や年齢層の調査を行うことで、効果検証を図ってまいります。 2. 運行見直しでは、既存ルートは活かしつつ、ニーズに応じて、ルートを短縮することも考えております。 3. 運行見直しでは、既存ルートの増便を考えております。運行後は効果検証をふまえ、実態に応じた公共交通網の再編に向けた検討を進めてまいります。 4. 全線キャッシュレス決済対応や割引制度を拡大するなど、利用者サービスも向上させながら、取り組んでまいります
5	値上げ自体には賛成。ただし、いきなり2倍の200円にするのは急であるため、まずは150円が良いと思う。	物価高騰や運賃値上げによる乗者数減少などを加味した運賃シミュレーションでは、150円、180円、200円にした場合の収支率を比較しました。このなかで、150円や180円では、収支率は20%に届かず、かつ、民間初乗り運賃よりも安くなってしまい、官民の運賃不均衡を解消できない結果となります。 200円であれば、収支率も20%近くが予測でき、かつ民間初乗り運賃と同額になります。 このような検討を踏まえ、運賃200円とするに至ったところです。
6	民間路線バスとの運賃格差があるためとのことだが、運行の目的や趣旨が異なるし、民間路線バスと比べて本数も少なく、民間路線バスが通っていない地域を市税を使用して運行しているのだから、運賃に差があってもそれは仕方がないと思う。	市では、市内の公共交通網の存続を図るには、「ぐるっとくん」運賃を民間バスの初乗り運賃と同等の運賃額にする必要があると考えました。 理由は、民間路線バスの撤退や減便を招かないよう官民で共存して運行するためと、「ぐるっとくん」をコロナ禍前までの収支率に回復させ運行を安定させるため、との考えからです。 コミュニティバスは、あくまで民間路線バスを補完するものであり、利用者を取り合う状況は、民間バス事業者の撤退を招く要因にもなりかねません。また、収支率はこのままでは下降の一途を辿るため、運行存続も難しくなる恐れがあります。 なお、今回の運賃改正は、民間路線バスの初乗り運賃と合わせるものです。民間路線バスは距離区間制をとっているため、必ずしも同一運賃で運行させるというわけではございません。
7	ICカードの利用を今まで以上に強く推奨することで運転手、バス運営者の現金取扱の手間を減らすことを進めたほうが良い。	現在は、3路線でキャッシュレス決済対応が図れておらず、現金のみの乗車となっておりますが、令和7年4月からは全線キャッシュレス決済対応が図れる予定です。

No	ご意見の概要	市の考え方（回答）
8	75歳以上の利用者の運賃値引きには反対。社会の高齢化に伴いバス利用者の高齢者の比率も増えると思う。運行経費を賄うための値上げなのに高齢者の運賃を値引きすれば効果は下がってしまう。値上げの目的は高齢者に対する値引きの原資ではないはず。公平に負担してもらおう意味でも運賃は150円が良いと思う。	75歳以上の高齢者運賃割引制度導入の考えは、高齢者の移動手段を公共交通に転換し、高齢者運転による交通事故を減らしていきたい側面がございます。免許自主返納促進の観点から進めてまいります。また、高齢者の運賃は、現行と変わらず100円となることから、高齢者の割引分を値上げで補うものではないと考えます。
9	現行及び今回の見直し(案)では、障害者手帳第1種、または療育手帳第1種所持者の介護者1人が無料対象となっている。私の娘は、療育手帳を所持しているが、第2種・要介護である。娘と一緒に「ぐるっとくん」を利用するとき、介助者の私は運賃を払っている。この度、運賃の見直し案のとおり行われると、介助者の私は200円を払うことになる。厳しく感じる。たとえば、桶川のべにばな号や伊奈町のいなまは、手帳所持者と介助者1人は無料である(種別での区分無し)。介助が必要だから、同乗しているわけだが、手帳所持者の介助者は無料・もしくは半額というようにしていただけないか。せめて、第2種でも「要介護」の判定がある者の介助者は、第1種と同じ扱いにしていきたいと思います。	ご意見のとおり、療育手帳の第2種と要介護者の利用について、どの程度利用が見込まれ、収支率がどうなるのか、シミュレーションをしたうえで、運賃協議分科会にお諮りしてまいります。
10	瓦葺地域の本数を増やしてほしい。	今回は、市内循環バス「ぐるっとくん」の運賃見直しに係るご意見の受付となりますが、いただいた貴重なご意見は今後の参考にさせていただきます。
11	東大宮駅まで、またはその近くまで発着するようにしてほしい。上尾駅東口に発着するようにしてほしい。上尾駅周辺への公共施設や医療機関の利用がこの地域は特に困難である。自動車を利用しない者にとって便利な乗り物として利用したいと思っている。	今回は、市内循環バス「ぐるっとくん」の運賃見直しに係るご意見の受付となりますが、いただいた貴重なご意見は今後の参考にさせていただきます。
12	70歳以上とか病気の人とか、2停留所間は100円にしてもらいたい。	運賃割引制度として、未就学児および障害者の方につきましては、運賃が無料、また小学生および75歳以上の方は100円の運賃割引を考えております。なお、バス事業者の運賃確認のやり取りが煩雑になることで、運行遅延が生じることや運転手の手間が増えること、設備経費が増えること等の理由から、運賃は均一制で考えております。
13	何人も乗っていないバスの時間帯があり勿体無いと思う。時間帯を変えとかお金のかからないよう考えてほしい。	利用実態など、ニーズに応じた運行が図れるよう運行ダイヤを見直してまいります。なお、運行ダイヤは限られた車両台数を循環させ、かつ運転手の就労要件なども考慮するよう、バス事業者と協議を行いながら設定してまいります。
14	原市瓦葺線は路線のルートが狭いが、今使用しているバスでは、お客をすべて収容できていない。やはり、もう少し本数を増やすか、バス自体をひと回り大きくするなど対応が必要では。	今回は、市内循環バス「ぐるっとくん」の運賃見直しに係るご意見の受付となりますが、いただいた貴重なご意見は今後の参考にさせていただきます。
15	本当は運賃そのままが良いが、値上げをせざるを得ないのであれば時間帯の変更を提案する。例えば、原市瓦葺線で走っている便が原市駅あたり19:00頃だが、朝日バスもほぼ同じ時間帯にある。同じ値段になるのであれば、変えていただきたい。個人的には遅くしてもらえると助かる。ご検討してほしい。	今回は、市内循環バス「ぐるっとくん」の運賃見直しに係るご意見の受付となりますが、いただいた貴重なご意見は今後の参考にさせていただきます。
16	令和7年度から増便することに触れていない。	今回は、道路運送法第9条第5項に基づく運賃見直しに限ったご意見の受付となります。「ぐるっとくん」の運行見直しに関しましては、実施方針に基づき、現行ルート維持のまま増便を伴うダイヤ改正を考えており、現在検討中ではありますが、新ダイヤにつきましては、出来次第、周知してまいります。
17	市民の税金と地方交付金で運営されている「ぐるっとくん」の料金が民間路線バスより安いのは当たり前である。	市では、市内の公共交通網の存続を図るには、「ぐるっとくん」の運賃を民間バスの初乗り運賃と同等の運賃額にする必要があると考えました。理由は、民間路線バスの撤退や減便を招かないよう官民で共存して運行するためと、「ぐるっとくん」をコロナ禍前までの収支率に回復させ運行を安定させるため、との考えからです。コミュニティバスは、あくまで民間路線バスを補完するものであり、利用者を取り合う状況は、民間バス事業者の撤退を招く要因にもなりかねます。また、収支率はこのままでは下降の一途を辿ることになり、運行存続も難しくなる恐れがあります。なお、今回の運賃改正は、民間路線バスの初乗り運賃と合わせるものです。民間路線バスは距離区間制をとっているため、必ずしも同一運賃で運行させるというわけではございません。

No	ご意見の概要	市の考え方（回答）
18	民間路線バスを維持したければ人口減を食い止める対策が必要。例えば第一団地行き東武バスの便数が減ったのは「ぐるっとくん」と競合したためではなく第一団地から働きに出る就労者人口が減ったためである。	今回は、市内循環バス「ぐるっとくん」の運賃見直しに係るご意見の受付となりますが、いただいた貴重なご意見は今後の参考にさせていただきます。なお、人口減少を食い止める施策としましては、地域創生総合戦略を所管する部署で取り組んでおります。
19	地域公共交通活性化協議会の議論が、そもそもおかしい。桶川市を参考に運賃を値上げすれば利用者は13.3%減少と予想し、運行本数の増加を見込んだ運行経費は現状より1.4倍かかると想定している。これでは収支が大幅に赤字になるに決まっている。次のように発言した職員がいた。「また、令和7年度の運行見直しを進めるにあたっては、他の自治体のように、運賃を上げれば需要の落ち込みが予想されますが、代わりに増便を行うことで利用者数の落ち込みを回復させたいと考えている。」利用者が増えなかった場合、赤字が増えた分の責任を取れるのか。	昨今の社会情勢の変化から、運転手不足や燃料価格の高騰等に伴う委託料の増額、コロナ禍の影響による利用者減少、民間バスとの運賃均衡、加えて市民の方々から多く要望いただいた増便を伴う運行見直しの費用捻出等々、多くの課題を解消するために、運賃値上げを伴う運行見直しを図らなければ、これまで通りの公共交通網の維持は困難と考え、運賃改正を検討しているところです。
20	地域公共交通活性化協議会にて、「ぐるっとくんの見直しに関しては、広く周知を行うことが重要であると考えているので、十分に期間を確保しながら、市民理解を得られるようしっかり周知をしていきたいと考えている。」と回答があった。今回の交通防犯課の意見募集のやり方は「広く周知を行うことが重要」とは言えないやり方であると思う。	「ぐるっとくん」の運賃に係る意見募集は、道路運送法に基づき実施しておりますが、その方法につきましては、広報広聴を所管する部署と協議しながら、取り決めてきたところでございます。なお、広報誌面だけでは、スペースの都合で詳細にお伝えするのが難しい面もございますので、詳細内容につきましては、市ホームページや、市役所、支所・出張所等に資料を配置いたしました。
21	意見募集の手法について、令和5年度第2回上尾市地域公共交通活性化協議会において、出席委員から「今回の見直し実施方針案について、市民コメント制度を利用しないのか」との質問に対し、事務局は「ぐるっとくんの見直しに関しては、広く周知を行うことが重要である」との認識を示しながらも、運賃の値上げについては「市民コメント制度」を利用することなく、結局は「道路運送法第9条第5項の規定に基づき、意見を募集」とした。同協議会で事務局は道路運送法9条については言及していないことから、言葉は悪いが「後出しジャンケン」のような意見募集の手法であると言える。	上尾市地域公共交通活性化協議会では、令和5年8月に「ぐるっとくん」運行見直し実施方針について承認を受けましたが、道路運送法の改正は令和5年9月の施行であったため、その後の令和6年5月の活性化協議会で説明したうえで、市民コメントの募集を実施したものです。
22	今回の提案には、学術的なevidenceが見当たらない。たとえば、崔熙元『居住地域の環境特性とコミュニティバスの利用に関する研究』（交通工学論文集、第7巻、第1号、2021年）では、居住地域の環境の違いによる分析が試みられている。そうした調査等で得られたevidenceの提示が今回の意見募集には絶対的に不足している。最低限、利用者へのアンケート（サンプル数は多いほどよい）とその分析は必要であろう。	「ぐるっとくん」の運行に関しては、令和元年度に「ぐるっとくん」に対する市民アンケート調査を、また令和3年度に利用者アンケート調査を実施し、市民の声を伺う機会を設けました。このなかで、多かった意見としましては、現行ルートを維持しつつ「運行本数」や「時間帯」など「ぐるっとくん」に対する増便を求める要望を多くいただきました。自由意見のなかでは、少数ですが値上げをしても増便をしてほしいとの声もございました。
23	「市内の民間路線バスの初乗り運賃は200円に上がっており【ぐるっとくん】の一部路線は民間路線バスと重複しているため、「ぐるっとくん」と民間路線バスで運賃格差が生じている」については、国土交通省『コミュニティバスの導入に関するガイドライン』の事例「路線バスとコミュニティバスの相互の補完を図り利用者利便を向上した事例」を参考にさせていただきたい。現状では、運賃改正の必要性は無いと考える。	他自治体との比較は、走行距離や便数、面積、財政面等も違うため、一概に比較するのは難しいところもございます。本市としましては、昨今の社会情勢の変化から、運転手不足や燃料価格の高騰等に伴う委託料の増額、コロナ禍の影響による利用者減少、民間バスとの運賃均衡、加えて市民の方々から多く要望いただいた増便を伴う運行見直しの費用捻出等々、多くの課題を解消するために、運賃値上げを伴う運行見直しを図らなければ、これまで通りの公共交通網の維持は困難と考え、運賃改正を検討しているところです。
24	安定的を前提に収支率を20～25%を前提にするのか。市の負担割合はどこが妥当か。	収支率の数値が、どの程度が妥当か、一概に申し上げることは難しいところもございますが、本市としては、「ぐるっとくん」を継続的かつ、安定した運行を図るためには、少なくともコロナ禍以前の収支率20%を目途として取り組んでいく必要があると考えております。
25	効率的・効果的で疑問。なぜ市役所経由が必須か。支所で殆ど可能でないか。渋滞個所を避け運行回数、利便性が増すと考える。	今回は、市内循環バス「ぐるっとくん」の運賃見直しに係るご意見の受付となりますが、いただいた貴重なご意見は今後の参考にさせていただきます。
26	買い物難民を回避するために、上平地区ではPAPA、桶川R17バイパスのヨークマートに停留所希望。大幅な利用増が見込める。	今回は、市内循環バス「ぐるっとくん」の運賃見直しに係るご意見の受付となりますが、いただいた貴重なご意見は今後の参考にさせていただきます。
27	現状のぐるっとくんの運行で運賃の値上げは反対である。増便するというが、具体案が全く書かれていない。	現状の運行より、少しでも利便性を向上できるよう、令和7年度から「ぐるっとくん」運行見直しを含めた利用者サービスの向上を図ってまいります。運賃改正もこのタイミングに合わせて実施します。現時点では、令和7年度からのダイヤ改正はバス事業者と協議中ですが、出来次第、市民の方々に周知してまいります。

No	ご意見の概要	市の考え方（回答）
28	民間に合わせるといのが乗車時間も合わせるのか。 ・民間なら駅まで20分、ぐるっとくんは1時間以上かかる。 ・快速も作り、民間と同じような停車数する等	運行に関しては、民間路線バスとコミュニティバスである「ぐるっとくん」は性格が異なります。民間路線バスは営利を目的としており、利用者が見込まれるところを重点的に運行するとともに、速達性を重視しています。「ぐるっとくん」は、民間路線バスを補完し、交通空白地を解消できるよう運行することを目的としております。このため、運行距離などは異なってまいります。
29	ルートに関しては、駅から遠い地域をサポートする趣旨にしてはどうか。駅近住民はあまり利用しないのではないかと。目的地は各自違うが駅利用者が1番多いと思うので市内の僻地から老若男女安心して駅に行けるようにして欲しい。	今回は、市内循環バス「ぐるっとくん」の運賃見直しに係るご意見の受付となりますが、いただいた貴重なご意見は今後の参考にさせていただきます。
30	雨天時の通勤通学で民間バスが混むので、その増便のような形でぐるっとくんがサポートしても良い。梅雨時期等に増便等。	今回は、市内循環バス「ぐるっとくん」の運賃見直しに係るご意見の受付となりますが、いただいた貴重なご意見は今後の参考にさせていただきます。
31	100円から200円への料金改定、大賛成である。私は年に4、5回しか利用しないが、いつも「100円では申し訳ない」と思っていた。平成10年に運行開始だと、およそ四半世紀の間100円であった事に改めて驚く。燃料費・人件費高騰も確かにそうだし、他公共交通機関の維持という事も、なるほど・・・と思いが及ばなかった事を反省する。上尾市民に関係する企業も守らないといけな。	いただいた貴重なご意見は、今後の参考にさせていただきます。
32	増便を含めた見直しとあるが増便など不要、反対に減便を考えて良いと思う。実際、駅から離れた地域などは乗車している人も少なく、現在の路線・停留所・便数でサービスは充実し過ぎていると思う。山間地方と比べると何が、そういった所では次々に電車・バス路線が廃止されている。上尾市民はもっと有難みを感じるべき。	令和元年度に「ぐるっとくん」に対する市民アンケート調査を、また令和3年度に利用者アンケート調査を実施し、市民の声を伺う機会を設けました。このなかで、多かった意見としましては、現行ルートを維持しつつ「運行本数」や「時間帯」など「ぐるっとくん」に対する増便を求める要望を多くいただいたため、増便をすることを計画しております。
33	路線・停留所をなくす事には反対が多いかもしれないが、減便は可能だと思ふ。増便などしたら、また近い将来ますますの運転手不足・燃料費高騰が問題になると予想される。郵便ポストの回収も3回→1回に減り、急ぎの場合は郵便局へ行く。急ぎの人はタクシーでも使えば良いのではないかと。	今回は、市内循環バス「ぐるっとくん」の運賃見直しに係るご意見の受付となりますが、いただいた貴重なご意見は今後の参考にさせていただきます。
34	75才以上は100円というのも不要かと思う。年金も充実した額をもらい、たっぷりお金をもっているのが高齢者である。	75歳以上の高齢者運賃割引制度導入の考えは、高齢者の移動手段を公共交通に転換し、高齢者運転による交通事故を減らしていきたい側面がございます。免許自主返納促進の観点から進めてまいります。
35	料金を上げて本数を増やしてほしい。とりあえず駅まで行く便が増え、帰りも安心して帰れたら有り難い。運転手さん不足等、色々な問題があると思う。良い答えが出たらうれしい。	「ぐるっとくん」の増便を伴う運行見直しも同時に考えています。実施方針に基づき、既存ルートを活かしつつ、ニーズに応じた増便を図るとともに、完全キャッシュレス化や割引制度も拡大するなど、利用者サービスも向上させながら、運賃改正を進めてまいります。
36	以前の路線は上尾霊園まで約1時間で行き帰りをつないでいくことができた。とても便利であった（今は片道はタクシーである）。	今回は、市内循環バス「ぐるっとくん」の運賃見直しに係るご意見の受付となりますが、いただいた貴重なご意見は今後の参考にさせていただきます。
37	公共交通活性化協議会が行われてから開催結果が市のホームページに掲載されるまで時間がかかりすぎる。例えば、令和6年5月21日に行われた結果は7月9日である。	今回は、市内循環バス「ぐるっとくん」の運賃見直しに係るご意見の受付となりますが、いただいた貴重なご意見は今後の参考にさせていただきます。
38	実際に値上げを実施したときに、どういう状況になるのかを市民に報告してほしい。想定したようにならないときは、すぐに改善してほしい。	令和7年度の「ぐるっとくん」運行見直しでは、既存ルートの増便を考えております。運行後は効果検証をふまえ、実態に応じた公共交通網の再編に向けた検討を進めてまいります。
39	デマンド交通を必要とする市民がいることを交通防犯課は考慮すべきである。市民の需要に合った公共交通を実現するためにタクシー等の活用にすぐに取り組んでほしい。	今回は、市内循環バス「ぐるっとくん」の運賃見直しに係るご意見の受付となりますが、いただいた貴重なご意見は今後の参考にさせていただきます。

## 療育手帳第 2 種保持者の介護者を無料とした場合のシミュレーション

令和 5 年度第 2 回上尾市地域公共交通活性化協議会で使用した計算式をベースに、令和 5 年度利用者実績を反映させたシミュレーションとなります。

## ■現状

1日あたりの利用者数	①	1,214	人/日	R5 年度実績
無料対象者数の比率	②	11.9%		R5 年度実績
1日運賃収入	③	103,216	円/日	R5 年度実績
1日平均運行経費	④	640,867	円/日	R5 年度実績
収支率	⑤	<b>16.1%</b>		R5 年度実績
市負担額	⑥	537,651	円/日	R5 年度実績

## ○試算条件(無料対象者を実施方針のとおりとした場合)

運賃	200 円
運行経費	1.64 倍(見直し実施後を想定)
増便に伴う利用者数の増加率	124.5%(R5 実績を基に増便での利用者増加を考慮)
利用者数減少率	13.3%(桶川市を参考)
割引対象者	小学生及び 75 歳以上
割引対象者の比率	20.9%
割引対象者の運賃	100 円
無料対象者	障害者手帳所有者および身体障害者手帳第 1 種または療育手帳第 1 種所持者の介護者 1 人
無料対象者の比率	<b>11.9%</b>

## ○試算結果

運賃	200 円	
1日あたり利用者数	1,310	人/日
うち無料対象者以外	1,154	人/日
割引対象者の比率	20.9%	
1日の運賃収入	206,681	円/日
現状からの変化	200.2%	
1日平均運行経費	1,051,022	円/日
収支率	<b>19.7%</b>	
市負担額	844,341	円/日

## ○試算条件(現行の無料対象者に療育手帳 2 種所持者の介護者を追加した場合)

運賃	200 円
運行経費	1.64 倍(見直し実施後を想定)
増便に伴う利用者数の増加率	124.5%(R5 実績を基に増便での利用者増加を考慮)
利用者数減少率	13.3%(桶川市を参考)
割引対象者	小学生及び 75 歳以上
割引対象者の比率	20.9%
割引対象者の運賃	100 円
無料対象者	障害者手帳所有者および身体障害者手帳第 1 種または療育手帳所持者の介護者 1 人 (介護者の無料対象者は 1.29 倍増)
無料対象者の比率	<b>12.0%</b>

## ○試算結果

運賃	200 円	
1 日あたり利用者数	1,310	人/日
うち無料対象者以外	1,153	人/日
割引対象者の比率	20.9%	
1 日の運賃収入	206,502	円/日
現状からの変化	200.1%	
1 日平均運行経費	1,051,022	円/日
収支率	<b>19.6%</b>	
市負担額	844,520	円/日